

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和4年(2022年)10月25日付け山口刑捜二第114号で行った個人情報開示請求の却下決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、2022年9月6日付けで、実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、「わたしが〇〇署刑事二課〇〇〇氏に申立てている刑事告発（罪名・詐欺、被疑者・東京都町田市民病院女性職員）にかかる申立てから結論に至るまでの全記録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は条例第37条第5項に規定する「刑事訴訟法第53条の2第2項の訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、個人情報の開示の適用除外となり、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、2022年11月7日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象個人情報について

(1) 要内偵事件管理票

(省略)

(2) 捜査報告書

(省略)

(3) 電話録取用紙

(省略)

2 開示請求権の適用除外となる個人情報の該当性について

(1) 刑事訴訟法第47条(訴訟書類の非公開)

(省略)

(2) 刑事訴訟法第53条の2第2項(個人情報保護法の適用除外)

(省略)

。

(3) 条例第37条第5項について

(省略)

3 本件処分内容及び理由等について

(省略)

4 実施機関としての意見

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件対象個人情報について

実施機関は、本件対象各個人情報は、要内偵事件管理票、捜査報告書及び電話録取用紙の3種類であるとし、これらはいずれも警察署が内偵調査中の被疑事件に関して作成した書類であって、条例第37条第5項に規定する「刑事訴訟法第53条の2第2項の訴訟に関する書類」に該当し、条例第3章及び第4章の条例は適用しないこととした。

審査請求人は、本件対象個人情報は条例第37条第5項の訴訟に関する書類には該当せず一部を開示すべきとしている。

本審査会においては、本件対象個人情報の記載された公文書が条例第37条第5項

に規定する「刑事訴訟法第53条の2第2項の訴訟に関する書類」に該当するか否かについて以下検討する。

2 条例第37条第5項（適用除外）の該当性について

（1）適用除外の趣旨

条例第37条第5項において「刑事訴訟法第53条の2第2項の訴訟に関する書類及び押収物である公文書（略）に記録されている個人情報については、第3章及び前章の規定は、適用しない。」とされている。これは、条例第37条第5項は、刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類に記録されている個人情報の取扱いについては、一般的な公文書とは異なり、独自の完結した体系的な制度の下にあり、開示・非開示等の判断については当該個別の体系的な制度に委ねることが適当であることから、第3章（個人情報の開示、訂正及び利用停止）及び第4章（審査請求）の規定を適用しないこととしたものである。訴訟に関する書類及び押収物について、刑事訴訟法は、裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護等の観点から、訴訟に関する書類を公判の開廷前に公開することを原則禁止とする一方、事件終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めていること、この閲覧を拒否された場合の不服申立てについては準抗告の手続によるとされていること、また、公判調書の記載の正確性について、検察官、被告人又は弁護人が裁判所に異議を申し立てる制度が設けられていること等、これらの書類の開示・非開示等の要件及び手続については独自の完結した体系的な制度が確立している。

したがって、これらの書類に記載された個人情報の開示・非開示等については、条例の判断によるのではなく、刑事司法手続として裁判所の判断によりその適正が確保されるべきである。なお、「訴訟に関する書類」とは、刑事司法手続における被疑事件又は被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、司法警察職員等の保管しているものも含まれる。捜査段階で作成される書類、裁判所で作成される狭義の訴訟書類のいずれであっても、被疑事件又は被告事件に関して作成されたものであれば、本条の書類に該当するとされている。

（2）判断

① 要内偵事件管理票について

刑事訴訟法第53条の2第2項において、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」が適用除外とされており、ここでいう「訴訟に関する書類」は、捜査中の刑事事件の捜査記録、不起訴記録、公判中の訴訟記録、刑事確定訴訟記録、公判不提出記録等を広く含むと解されている。

審査請求人は、要内偵事件管理票は、訴訟に関する書類には該当しない旨主張しているが、要内偵事件管理票は、捜査段階で作成される書類であって、刑事司

法手続における被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であり、司法警察職員が保管しているものである。

要内偵事件管理票は、実施機関において、内偵捜査中の被疑事件又は被告事件に関して作成され、被疑者及び被害者の人定事項や捜査の経緯等に関する事項を含み、警察において、本件捜査報告書と一括して保管していることからしても、告発事案の受理不受理に関わらず、条例第37条第5項の「訴訟に関する書類」に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

② 捜査報告書について

上述①のとおり「訴訟に関する書類」は、捜査中の刑事事件の捜査記録、不起訴記録、公判中の訴訟記録、刑事確定訴訟記録、公判不提出記録等を広く含むと解されている。

本件の捜査報告書は、被疑事件又は被告事件に関して作成されたもので司法警察職員が保管しているものであり、その後刑事裁判において事実認定の証拠書類として使用される可能性もあることから、「訴訟に関する書類」に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

③ 電話録取用紙について

実施機関の主張によると、一般的に、電話録取用紙は警察官が相手方との通話内容について記録する文書であり、その内容は多岐にわたるとのことである。仮に開示請求され公文書として当該用紙が特定され、開示となることのある場合があることも当然想定される。

しかし、本件請求で特定された電話録取用紙については、捜査報告書といった刑事事件の捜査記録等と一体として保管されており、被疑事件又は被告事件に関して作成されたものとして、司法警察職員の保管しているものとして訴訟に関する書類と認められるため、条例第37条第5項に該当し適用除外となるとした実施機関の判断は妥当である。

3 実施機関が行った決定について

以上により、実施機関が条例の規定の適用除外を理由に却下決定をした本件各処分については妥当であると認められることから、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 2月 9日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年10月26日	事案の審議を行った。
令和6年 2月20日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第二部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年2月20日現在)